

インドアローイング規定

第1条（目的・適用範囲等）

1 本規定は、公益社団法人日本ボート協会（以下、「当協会」という。）の競漕規則第66条の規定に基づき、インドアローイングに関する細則などを定めるものである。

なお、本規定に定めのない事項については、競漕規則および競漕細則の規定が適用されるものとする。

2 インドアローイング大会では、原則として、本規定に従った大会運営を行うものとする。

3 施設、設備、要員その他の事由で、本規定によりがたい場合には、事前に大会要項などで告知するものとする。

第2条（全国インドアローイング大会の構成）

当協会が主催する全国インドアローイング大会は、以下のA大会とB大会とで構成される。

(1) A大会（ブロック大会）：ブロック長と当協会の承認を受け、各ブロック大会実行委員会などが主管する大会。

(2) B大会（県大会）：全国統一種目のエントリー人数が50名以上で、都道府県協会と当協会の承認を受け、都道府県ボート協会その他が組織する実行委員会が主管する大会。

第3条（主管者の義務）

1 A大会およびB大会を主管する各実行委員会（3名以上の委員で構成される。）は、大会開催に足りる会場を設営し、参加者を募集するとともに、大会の運営を統括する。

2 参加料は各主管者が任意に決定する。運営費用は独立採算制とする。

3 主管団体の役員は、大会に立会う。

4 各主管者は、大会開催後1週間以内に、参加競技者の記録を当協会へEメール送信する。

5 各主管者は、次の書類を当協会へ適宜の方法で提出する。

(1) 大会計画（プログラム・参加予定者数等）：開催日の2週間前までに提出。

(2) 大会報告（概要・写真）：大会終了後2週間以内に提出。

第4条（主催者の義務）

- 1 当協会は、各大会の全国統一種目に参加した全競技者の記録を集計し、全国ランキングを決定する
- 2 当協会は、各大会の全国統一種目の記録および全国ランキングを当協会ホームページなどに発表する。
- 3 当協会は、全国ランキングにより、総合・種目別上位者（1～3位）を表彰する。

第5条（種目）

- 1 全国統一種目は、下表に記載した30種目（すべてシングル）とする。
- 2 年齢は大会開催の翌年度の4月1日現在の年齢とする。
- 3 各競技者が同一大会で出漕できるのは1種目のみである。
- 4 主管者は下表にない種目（第6条）を適宜実施することができる。
- 5 パラ種目については、別途大会要項などにおいて事前に告知するものとする。

【男子種目】

年令区分	軽量級種目	オープン種目
～9歳	-	500 m
10～12歳	-	1,000 m
13～15歳	-	2,000 m
16～18歳	-	2,000 m
19～29歳	2,000 m	2,000 m
30～39歳	2,000 m	2,000 m
40～49歳	2,000 m	2,000 m
50～59歳	2,000 m	2,000 m
60～69歳	2,000 m	2,000 m
70歳～	-	2,000 m

【女子種目】

年令区分	軽量級種目	オープン種目
～9歳	-	500 m
10～12歳	-	1,000 m

13～15 歳	-	2,000 m
16～18 歳	-	2,000 m
19～29 歳	2,000 m	2,000 m
30～39 歳	2,000 m	2,000 m
40～49 歳	2,000 m	2,000 m
50～59 歳	2,000 m	2,000 m
60～69 歳	2,000 m	2,000 m
70 歳～	-	2,000 m

第6条（全国統一種目以外の種目）

主管者はインドアローイング大会で、前条第1項記載の全国統一種目以外に、以下の種目を実施することができる。

- (1) 男子ペア、女子ペア
- (2) 男子フォア、女子フォア
- (3) 男子エイト、女子エイト
- (4) 男子リレー（4 x 500m）、女子リレー（4 x 500m）、男女混合リレー（4 x 500m）

第7条（軽量級競技者の体重）

- 1 軽量級種目に出漕する競技者の体重は、男子 75kg 以下、女子 61.5kg 以下とする。
- 2 軽量級種目に出漕する競技者の計量は、出漕日毎に各自の最初のレースの2時間前から1時間前までに行う。競技者の体重は実際のレース時の服装で、その服装を含めることとする。
- 3 競技者計量に合格できなかった場合、上記の規定時間内であれば何度でも（公式）計量を受けることができる。

第8条（リレー種目）

- 1 リレー種目は、1つのチームで2人またはそれ以上の競技者が同じレースを交代で同じマシンを漕ぐ。
- 2 リレー種目では、前の競技者が規定された時間もしくは距離（規定ポイント）に達した時点で、次の競技者に交代する。
- 3 競技者が規定ポイントに達する前に、次の競技者に交代した場合、または、同一競技者が1レースで2回以上漕いだ場合、当該クルーはレースから除外となる。

第9条（使用するマシン）

- 1 全国インドアローイング大会で使用するマシンは、以下の3機種もしくは当協会の指定する機種のうちいずれかとし、各競技者は実行委員会から割り当てられたマシンを使用しなければならない。
 - (1) コンセプトⅡ社製 モデル C
 - (2) コンセプトⅡ社製 モデル D

(3) コンセプトⅡ社製 モデル E

- 2 前項の機種に該当するものであっても、競技者は個人所有のマシンを使用することはできない。
- 3 主催者および主管者は、タイム計測およびレース進行の映像提供のために、マシンに最小限の機器および配線を施すことができる。

第10条（競技会場の設備）

- 1 インドアローイングの競技会場は、大会の規模に見合う適切なスペースおよび設備を有する体育館、スポーツアリーナおよびこれに類する会場でなければならない。
- 2 競技会場には以下の設備を設けることが求められる。

(1) 競技エリア

- ① 大会で使用するローイングマシンを置くエリア（競技エリア）は明確に区画されること。
- ② 競技エリアには以下の者だけが入ることを許される。
 - ア) 競技者
 - イ) 大会役員
 - ウ) マシン1台につきコーチ1人
 - エ) 審判長の特別な許可を得た者
- ③ ローイングマシンは、レース中に表面が滑らない場所に設置すること、もしくはレース中マシンの動きが最小限になる様な方法を取ること。
- ④ 隣接するローイングマシンとは、最低0.75m幅（車椅子競技者に対しては、1.5m幅）以上離れていることを推奨する。

特にリレー種目では、隣接する他のチームを妨害しないように、待機しているチームメンバーの交代のためのスペースを確保しなければならない。

- ⑤ 競技者および観客から見えるよう、各マシンに明確に番号を表示すること。

(2) ウォーミングアップエリア

- ① 競技者がレースの前に使用出来る十分な台数のマシンを置くこと。
- ② レースに使用しているものと同じマシンを置くことが推奨される。
- ③ 原則として、ウォーミングアップエリアはレースエリアと同じ場所でないこと。
もし同じエリアとなった場合、レースへの影響を最小限にするためレースエリアとは明確に区分されなければならない。

(3) 軽量級種目がある場合、囲いのある競技者計量所

(4) レースコントロールエリア

- ① コンピューターを設置すること。
- ② 大会役員が大会中常駐する。
- ③ 競技エリアに隣接し、全てのマシンを一望出来る位置であること。

(5) 十分な照度が得られる照明設備

(6) 会場全体に十分な音量が届く音響設備

(7) 以下の設備については、これを設けることが望ましい。

① デジタルスクリーン

メイン競技会場の観客に見える様に設置され、各レースの進行及び他の関係する情報等を表示する。

② 医務室（メイン競技エリアとは別に個室として）および応急医療処置所（競技エリアに隣接して）

③ 更衣室、シャワールーム

④ 空調設備

⑤ 公式時間を表示する大きな時計

メイン競技会場、ウォームアップエリア、競技者計量所に設置する。

第11条（コースの距離）

全国インドアローイング大会におけるレースの距離は、第5条に規定する統一種目記載のとおりとする（2,000m、1,000m、500m）。

第12条（マシンの数）

全国インドアローイング大会の各地区大会で使用するローイングマシンの台数は、地区大会により異なってもよいが、その数は大会要項などの中で明記されることを推奨する。

第13条（服装上の広告規定など）

- 1 インドアローイング大会におけるレース時のアスリートの服装上の表示については、競漕規則第30条、第32条の規定およびこれに基づく競漕細則その他の関係規定による。
- 2 前項の規定に関わらず、スポンサーの付く大会については、事前に当協会に届け出ることにより、適宜の方法を採ることができるものとする。

第14条（安全）

- 1 インドアローイング大会に参加する競技者とその所属団体は、競技者の健康保持と安全対策に努めなければならない。
- 2 大会主管者は、競技者の健康と安全のために、大会期間中以下の準備をすることが望ましい。
 - ① 公的資格のある医療スタッフ
 - ② 必要な医療器具（除細動器を含むことが望ましい）
 - ③ 救急車及び他の緊急連絡体制

第15条（スタート）

- 1 スターターはスタート定刻に向かって、次のとおり分読みを進める：
「ファイブ・ミニッツ（5分前）、フォー・ミニッツ（4分前）、スリー・ミニッツ（3分前）、ツー・ミニッツ（2分前）」
- 2 すべての競技者はスタート定刻の2分前までに各々のマシンに座る。遅れたアスリー

トにはイエローカードを与えることができる。

3 スタートの手順は以下のとおりとする。

- ① 競技者がマシンに座った時、担当するタイムキーパーは赤旗を頭上に掲げる。すべての競技者がマシンに座り、スタート定刻の約1分前にスターターは次の言葉を発する：

「各クルー、ハンドルを置いて下さい」

- ② スターターはすべてのマシンの回転が止まるまで待つ。

この時、正当な理由なくスターターの指示に従わない、もしくは、すべてのマシンが停止するまでにレースの準備をしない競技者に、スターターはイエローカードを与えることができる。

- ③ すべてのマシンが停止した後、スターターは以下の言葉を発する：

「各クルーはハンドルを持ちなさい」

- ④ タイムキーパーを置く場合、各タイムキーパーは担当する競技者がハンドルを持ち、レースの準備ができていれば赤旗を下げる。

もし、タイムキーパーが自己の赤旗を下げた後、スタート号令前に競技者がレースの準備ができていない事に気づいたら、直ちに赤旗を掲げ主審に伝える。

- ⑤ スターターはすべての赤旗が下げられたら、以下のいずれかの手順を行う：

i コンピューターを使用する場合

スターターはすべての競技者が準備できており、コンピューター画面ですべてのマシンの停止を確認したら、コンピューターのスタート号令の手順を開始する。コンピューターは以下の通りスタートのカウントダウンを音声で行い、同時にスクリーンに表示する。

「セットレディ、アテンション ゴウ！」

もしくは

「ファイブ、フォー、スリー、ツー、ワン、“ビーッ”という音声信号」

音声信号は機械信号もしくは「ゴウ！」と口頭で言ってもよい。「ゴウ！」または「“ビーッ”という音声信号」がスタートの合図である。と同時に、コンピューターに接続されているスクリーンに振り下ろされる発艇旗が表示される。

ii コンピューターを使用しない場合

スターターはすべての競技者が準備出来ているかを確認し、すべてのマシンが停止したら、発艇旗を掲げ、安定したリズムで以下の言葉を発する。

「ファイブ、フォー、スリー、ツー、ワン、ゴウ！」

と同時に素早く発艇旗を振り下ろす

- 4 競技者はすべてのマシンが停止するまでに準備を終えなければならず、正当な理由なくレースの準備が出来ていない競技者に対し、スターターはイエローカードを与えることができる。

- 5 スタート定刻が過ぎてもある競技者が不在の場合、スターターはその正当な理由を知らされていないのであれば、これを放棄したものとみなし、レースをスタートさせてよ

い。

第 16 条（競技者の責任）

- 1 各競技者はレース中、自己のマシンの設定に責任を負う。
- 2 抵抗の調整
ローイングマシンは、抵抗を調整することができ、競技者はスタート前に抵抗を調整してもよいが、レース中は調整してはならない。
- 3 競技者によって起こされたマシンの障害
自己の責めに帰すべき事由によりレースを漕了しなかった競技者は、DNF (Did Not Finish) となる。
- 4 競技者の責任でないマシンの障害については、再度漕ぐことが認められる。

第 17 条（レース中の妨害）

- 1 レース中、競技者は他の競技者を妨害してはならない。レースの結果に影響するような妨害が起こった場合、審判長は罰則（ペナルティ）を科すか否かを決定しなければならない。
- 2 他の競技者を押すこと、補助する行為は妨害とみなされる。
- 3 審判長は外的要素がレースの結果に影響することがないように努め、そのような影響が認められる状況であれば、これを回避するために適切な行動を取らなければならない。

第 18 条（レース中のコーチング）

レース中に電気機器、電子機器、その他の機器を用いた競技者に対するいかなる指示、アドバイス、指導を行ってはならない。

第 19 条（レースの判定）

- 1 競技者はそのマシンのモニターがそのレースの距離・時間が漕了したことを示した時、レースを終了する。
- 2 すべての競技者が漕ぎ終わった時、その組み合わせのレースは終了となる。
- 3 競技者は、決められた距離もしくは時間によるレースの形式により、レースに要した時間もしくは漕いだ距離に従って、その順位が決定される。
- 4 競技者が異議を申し立てた場合、または主審がそのレースが正常に終わっていないと判断した場合、主審はレース終了時に赤旗を掲げ、レースの結果は異議申立の審議が終わるまで保留される。デジタルスクリーンがある場合には「異議申立中」と表示する。
- 5 主審は、異議に対する決定を競技者と審判長に通知する。レース結果は、主審がその決定を下すまで通知されない。

第 20 条（罰則）

競漕規則および本規定の違反については、審判は以下の中から適切な罰則（ペナルティ）

を選択して科すものとする。

① けん責

② イエローカード

同一ラウンドで2回イエローカードを与えられると、レッドカードとなる。

③ レッドカード

当該大会の全てのラウンドから除外される。

イエローカードもしくはレッドカードの競技者がした場合、審判はレースを公平に行うため、当該クルー以外のクルーもしくは限定されたクルーによって再レースをすることができる。

第21条（異議申立）

1 レースに参加した競技者は、レース終了直後（自己の競技エリアを去る前に）に、当該レースが正常に行われなかったという異議申立を実行委員会に行うことができる。

2 実行委員会は異議申立の是非を判断し、その決定を異議を申し立てた競技者に伝えなければならない。

第22条（裁定申立）

1 実行委員会の決定に不服がある場合、競技者もしくはこれを代理・代表する所属団体は、同決定の告知を受けた日の翌日から起算して3日以内に、裁定委員会規定に基づき、裁定の申立をすることができる。

2 前項の裁定委員会の決定は最終決定とし、これに対する不服申立はすることができない。

第23条（規定外事項）

1 実行委員会は、必要に応じ審判の手配をするほか、本規定に定められていない突発的な事案に迅速に対応するため、合議の上、暫定的な判断を下す権限を有する。

2 前項の判断の内容は、大会の報告書に詳述して当協会理事会に報告し、その承認を受けるとともに、競漕規則もしくは本規定の付加・変更を要するときには、その結果を反映させるものとする。

第24条（スターターの役割）

1 スターター（審判員の資格を有する者に限らない。）はその業務を開始する前に、すべての設備等が適切に稼働することを確認しなければならない。

2 スタートの手順は第15条に記載したとおりとする。

3 競技者が同一レースでイエローカードを2回与えられたら、その時点でレッドカードを与え除外とする。

4 スターターは、競技者が指定されたスタート定刻2分前までにマシンに着かなかった場合、もしくは指定されたスタート定刻になってもレースの準備が整っていなかったと

きには、当該競技者にイエローカードを与えることができる。

- 5 スターターはスタート定刻後に到着した競技者に、レッドカードを与えて除外することができる。

第 25 条 (監視員の役割)

通常はマシン 1～2 台につき 1 人の監視員（実行委員会が指名する者）を配置する。監視員の業務は以下のとおりとする。

- (1) IDカードおよび主管者が準備したフォトブックによる競技者の本人確認。
- (2) 予選レース前に交代した競技者の本人確認。
- (3) 予選レース後に生じた医学的理由によって交代した競技者の本人確認。個人ごとに参加する大会では競技者交代は認められない。
- (4) 軽量級種目における競技者の計量。
- (5) 競技者の年齢区分。
- (6) 各レース終了時、各競技者が漕いだ時間もしくは距離をマシンのモニターから記録して競技者に署名をもらい、判定に提出する。
- (7) リレー種目で、競技者の交代が正しく行われているか。特定の時点で交代しているか、また定められた時間内に交代しているかをチェックし、違反があれば主審に連絡する。
- (8) スターターの指示に基づき、イエローカードを受けた競技者のマシンのそばに黄色いマーカーを置く。
- (9) マシンが正しく機能しているかを確認する。
- (10) 各レースがスタートする前に、個々のマシンが正しくセットされているかを確認する。
- (11) ドーピングテストの対象競技者を競技終了後直ちに、ドーピング担当者のところに連れて行く。
- (12) リレー種目の場合、競技者の服装が統一されているかを確認する。
- (13) すべての競技者の服装上の表示が、関係規則に従っているかを確認する。

第 26 条 (競技者の健康保持等)

インドアローイング大会に出場する競技者とその加盟団体は、当該競技者の健康状態に責任を持たなければならない。

第 27 条 (アンチ・ドーピング)

- 1 インドアローイングにおいてもドーピングは厳禁であり、決して行ってはならない。
- 2 アンチ・ドーピングに関しては、競漕規則第 70 条およびアンチ・ドーピング規定の定めるところによる。

(施行期日)

この規定は、2020（令和2）年3月18日より施行する。

(改定履歴)

2020（令和2）年3月18日 制定

以 上